

Title	一七九七年の金融恐慌とBank Restriction Actの制定
Sub Title	
Author	町田, 義一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.3 (1930. 3) ,p.360(66)- 426(132)
JaLC DOI	10.14991/001.19300301-0066
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300301-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一七九七年の金融恐慌と Bank Restriction Act の制定

町田義一郎

一七九二年の農産物の非常な凶作と翌一七九三年の突然の對佛宣戰布告を直接の動機として勃發した同年春の恐慌が Exchequer Bills の貸出と云ふ政府の非常手段に依つて漸く安定を得て以後その六月から翌四五の兩年にかけて英國の經濟界は比較的平穩な年を送つた。當時の論客 Francis Baring の如きは「一七九三年の最初の六ヶ月に續いて一七九四年、一七九五年を通じ、そして一七九六年の初めにかけてのその平靜、信任及び一般的繁榮は驚く可きものであつた。當時を通じて往々にして年四分の利息でも金の借り手がなかつた事があつた。」(Baring-Observations on the Establishment of the Bank of England and on the Paper Circulation of the

Country. 1797. p. 43) と説き、或は又「物價史」の著者 Thomas Tooke は茲に述べんとする一七九七年の金融恐慌の誘因發生の時期を Baring に比すれば早く求め主として一七九四年の冬の極寒、一七九五年の春夏に於ける氣候の不順に依る穀物の急激な價格の騰貴を以てその發端なりとして居るが併し「一七九四年の後期及び一七九五年の初めまでは穀物その他主なる消費物の物價は大變動を惹起すると考へ得らるゝ様な事態は發生しなかつた」ことを認めて居るのである。(Tooke-The History of Princes. 1838. p. 179)(註)

(註) 此點 Macleod-The Theory and Practice of Banking. 1892. p. 516. Andreades-History of the Bank of England. 1924. p. 189 等同じく之を認めて居るのであるけれども Norman J. Silbering は一七九四年末及び一七九五年、六年を通じて既に絶へざる financial strain が存在したと云ふ。而してその理由は前例なき外國陸軍及び政治上の費用と海軍の必需品及び食糧品の多量を輸入するの必要があつた爲であるを見る。(Silbering-Financial and Monetary Policy of Great Britain during the Napoleonic Wars. The Quarterly Journal of Economics vol. XXXVIII pp. 398-399 参照)

然るに此繁榮と平穩も一七九六年末には貨幣が缺乏し一七九七年の初めには

英蘭銀行が支拂を停止するに至つた」と云ふこの極めて急激な Plenty から scarcity へ scarcity から distress へ而して distress から bankruptcy への變轉は決して尋常の原因から起り得る事柄ではなかつた。(Baring-op. cit., p. 43) 勿論 Tooke の如く之を主として農産物の不作とそれに伴ふ穀價その他の變動にのみ歸する事は出来ない。少なくともその一部は何れの國に於ける通貨及び商業上の有ゆる激變も政府の活動諸大臣の計畫、或は信用並に通貨に影響を及ぼす権限を有する人々の誤れる意見及び間違へる政策に起因する處である。」と云へるであらう。(Ibid., pp. 43-44) 併しこれのみに歸する事も勿論出来ない。今此一七九七年の恐慌の原因に就いて述るに先立つて當時の英國に於ける通貨並に銀行業の状態に關して豫めその大様を記する事はその理解を容易ならしめるに役立つであらう。先づ貨幣に就いて見るに英磅 (pound sterling) は二十二カラット金の百二十三、四分の一グレインと交換され純金百十三グレインに相當した。既に久しい以前に金貨と銀貨との相場に變動が生じて居つたので當時實際には一磅に相當する金貨はなかつた。併し guineas と稱する金貨(此名稱は guinea 沿岸から輸入された金によつて最

初鑄造されたのに由來した)は一磅の二十分の二十一に、又 half-guinea 金貨は四十分の二十一磅に、七志金貨は二十分の七磅に通用し何れも此割合を以て無制限法貨であつた。二十二カラット金の一金量封度 (Troy Pound) は四十四・五 guineas に鑄造され造幣局は此割合で何人の爲めにも鑄造する筈になつて居つた。併し金地金の所有者は鑄造を依頼するより寧ろ英蘭銀行の地金局について、少し安價とはなるが一封度に就き四十六磅十志或は一オンスに對し三磅十七志六片を即座に受取る方を便としたのであつた。而して法律上鑄貨及びそれを鑄潰した地金を輸出する事は禁止されて居つたがそれは表向だけの事で國內の工業用の鑄潰及び輸出は行はれて居つた。

銀貨は名義上は金と自由兌換される事になつて居つたが事實上には銀の造幣價格は市價よりも低く従つて銀貨の増鑄は行はれなかつた。併し又流通して居る銀貨は非常に磨滅して居つたので之を鑄潰しても銀地金の市價を得る事は出来なかつた。斯く銀貨は供給の制限によりその名目價值を維持して居る補助貨となつて居つた。又法貨たる紙幣も存在しなかつた。十磅、二十磅及び少し高額

の持參人要求拂の英蘭銀行券が倫敦及びその極く近隣に自由に流通して居つた。此外の地方には組合員六名以下の所謂地方銀行 (Country banks) 二百行以上に依つて發行される金額五磅以上の紙幣が流通して居つた。尙倫敦にある私銀行は既に發券業務を抛棄して居つた。地方銀行が五磅以下の紙幣を發行しなかつたのは一七七七年の法律 (17 Geo. III. C. 30) によつて禁止されて居つたからである。又英蘭銀行が五磅券の發行を控へたのは單に保守主義で之を行はなかつたわけの様である。十磅券もやつと一七五九年に發行し始めた位であつた。英蘭銀行券の流通高は約千二百萬磅であつて地方銀行券の高は不明であるが後の統計から推定するに之れと大差なかつたらうと云ふ事である。尙國內に於ける金貨の數量は二千萬磅から三千萬磅と推定されて居るのである。併し近代に比して蓄藏されて居る方が多くて流通は時々するといふ風潮の激しかつた事を認めなければならぬ。(註)

(註) 一七九七年以前に於ける金貨の流通額に就いては種々に算定されて居る。即ち Liverpool 船は三千萬と記し、一八一九年の Lords' Report (p. 11) は二千五百萬と推算

し、Whitmore (Bullion Report, 1810, p. 120) 及び Warnan (Commons' Report, 1819, p. 40) は Bank Restriction 以前の三年間には二千萬磅を越へずと。そこで Tooke 當時の最も確實な額としては約二千二百五十萬磅であらうと述べて居る。(Tooke-Thoughts and Details on the High and Low Prices of the Last Thirty Years, 1823, vol. I, pp. 21-22.)

次に銀行の状態を顧みるに尙甚だ不完全なものであつた。地方銀行は往々にして破産すると云ふ状態であつた。例へば一七九一年一七九二年は各一、一七九三年の恐慌には二十六の地方銀行が破産した。

之等の破産に基因して英蘭銀行も亦時に不安な状態に陥る様な事もあつた。又同行自體の政策——所謂 expansive 及び restrictive の——の時機を失する事などに依つて思はざる事態を惹起する様な事もあつた。更に當時存した五分以上の徴利を禁止した高利制限法が又同行の金利政策の有効な運用を阻碍した。(Edwin Cannan-The Paper Pound of 1797-1821. Introduction XII-IX) 地方銀行組織の不備薄弱、英蘭銀行の政策の誤謬等は、一七九三年の恐慌にも亦一七九七年の恐慌にもその原因になつたのであつた。

二

Francis Baring に據れば一七九七年の金融恐慌、従つて又正貨支拂停止の原因は左の四條件にありと云ふ。

一、地方銀行並に地方銀行紙幣の流通の紊亂に依り一七九三年の恐慌時同様に過大な且つ急激な兌換の要求を生じた事。

二、佛蘭西軍の侵入により一般の人々の驚愕せる事。

三、外國への補助金及びその他の用に地金或は鑄貨が餘り多く大陸に輸送されすぎた事。

四、政府の不當なる權力 (Baring-op. cit., p. 65 Andréas-op. cit., p. 190)

第三第四の原因は、言葉を換へて云へば恐慌は時に政府の活動、諸大臣の政策或は之等の有力なる當局者の誤れる財政策等に起因するのであつた。

財政上の困難は一七九四年——九五年の間に既に始つた當時の會計年度は十月を以て終つた。同年度に於ける財政上の不足を補ふ爲め二千萬磅を借入れた。その他埃太利亞の爲めに四百六十萬磅の保證公債を募集した。翌年度には更に二千五百萬磅借入れねばならなくなつた。當時斯かる貸上は國民の財源に非常

な壓迫を加ふるものであつた。(R. G. Hawtrey-Currency and Credit, 2nd. Edition p. 263) 而も從來の戦争に於ては諸大臣は最も尊敬すべき資産家と提携してその年の貸上を契約するといふ事を行つて來たのであつた。然るに今回は彼等は政權を掌握して居る以上彼等はその實行に着手した約束は援助して實現させ得ると云ふ意見を以て、斯かる資力を有せぬ紳士連中を貸手として選んだ。それ故紳士達はその約を果す爲めに外國に資金を求めるとか或はその他の手段に頼らなければならなかつた。斯くて此事が爲替を變動させ更に國內に於ける金利に大なる影響を與へる様な事になつた。即ち金利は當時法律上許された以上に引上げられる事になつた。商人、製造家その他は年五分以上を支拂ふ事を得ず、又その利率では市場で資金が得られぬので彼等は最後の手段として英蘭銀行に依頼しなければならなくなつた。之れと時を同じうして同行の壁内にあつて久しく君臨して居つた静穩と信任とは外國への補助金額の増加、その他國家の爲めの大陸への送金によつて大いに攪亂された。之等は當時流通して居つた紙幣の供給し得る以上に増加して居つた。それ故貿易の差額を以て同年度内に決済する事が出來ず

金及び銀によつて支拂はなければならぬ。如何程までに之等の運用が普通の手腕と判断力を以て行ひ得るか敢へて自分は論議しやうとは思はない。唯之等から生ずる影響に就いて述べるだけにしやう。第一に英蘭銀行は實に久しい月日の間英蘭銀行は公衆を満足さす様な方法を取り而して國を平穩に保たんと活動して來たけれども guineas に對する要求は夥しかつたに相違ない。此事實は一七九六年一月二月三月に於てハンブルグに guineas を輸送することによつて得られる次の利益の計算によつても容易に理解し得るであらう。(Baring-op. cit., pp. 46-49) Baring の計算に就いてその利益の割合だけを掲げてみるに一月七分五厘、二月六分五厘、三月八分五厘弱である。併しその三月以後一八〇〇年二月まで爲替は再び有利になつた。(Andréades-op. cit., p. 192 note)

英蘭銀行は過去に於て戦争のあつた時と同様に政府に進んで資金の融通を行つて居つたのであるが併しそれもやがては限度があつた。佛蘭西軍に對して戰つて居つた大陸諸國に與へた英國の補助金が資金の缺乏爲替の不利を來す一原因であつた事は Baring の所言の通りである。併し敢へて之れを以て一七九七年

の恐慌の原因と見る事は餘りに過重視したものである。此補助の形式は直接の補助金と既に述べた埃太利亞に對する公債の保證とに分たれるのである。併し當時の同國の財政状態から見て之れに對する保證は貸付同様のものであつた。(前記の外第二回一七九七年百六十二萬磅の保證が行はれた)又直接補助送金額は九百二萬四千八十七磅であつた。(Andréades op. cit., p. 179 note)

此外政府は大陸には種々な目的の爲めに送金して居つた。既に一七九三年に於て二百七十一萬五千二百三十二磅送り、爾來一七九四年八百三十三萬五千五百九十二磅五志五片、一七九五年千四百四萬二千三十六磅十三志、一七九六年千六百四萬九千九百十六磅八片は政府の外國の費用となり、その上同期間に輸入した海軍必需品の海外支拂超過分が四百七十萬二千八百十八磅十八志八片に及んだ。(Took-The History of Prices Vol. I. p. 208. Andréades-op. cit., p. 192)

海外の軍隊に資金を供給する方法としては海軍主計總監宛に振出され支拂場所を英蘭銀行とした手形によつて行はれた。即ち手形が同行に到着すると同行は之に金を支拂ふ事になつて居つた。新らしい手形は後から絶へず到着したが

政府は之れの支拂に就いて何等特別の準備を行はなかつた。之等の諸事情は自づと同行に對する懸念を生ぜしめる原因となつた。(Hawtrey-op. cit., pp. 263-264)

一七九四年十二月十一日には事態が益々悪化しつゝあるので同行重役は當時の宰相 William Pitt に對して抗議を申出した。翌一七九五年一月十五日には彼等は外國債及び内債が正に募集されんとして居ると聞込んで今年には彼等から最早之れ以上の援助を依頼せぬといふ契約を彼等が取極め而して彼等は大藏省の爲替手形を五十萬磅以上には認め得ざるを以て同手形の支拂の爲めの將來の貸付に就いての協約を嚴守されん事を希望した。四月十六日には總裁及び副總裁は重役會の指圖に従つて大藏大臣の下に參候して大藏省手形に百五十萬磅から二百萬磅の非常に長期の貸上を求められる不安を述べた。又重役會は五十萬磅以上如何な支拂も許す事が出來ず又彼等は大藏大臣がその支拂命令を發せられん事を要求する旨を附言した。六月五日彼等正副總裁は彼等が五十萬磅以上發行せぬと承認しながら尙彼等は既に百二十一萬十五磅を之れに貸出した事實を Pitt に傳へて將來之れを防止する指令を與へられん事を望んだ。七月三十日

には總裁及び副總裁は大藏大臣に大藏省手形を支拂ふ他の方法を採用せんことを求める事及び同重役會はこの貸出が五十萬磅の額に達するや凡ての手形の支拂の拒絶を出納方に命ずるに決した事の二決議を送つた。

Pitt からの唯一の回答は國債整理基金 (consolidated funds) を擔保として更に融通せよとの要求であつた。重役會は大藏省手形の問題に就いて満足せざる限りその同意を拒絶した。そして更に此問題に充分な回答あらん事を Pitt に求めたが彼は書簡中に於ても亦之れには觸れやうとしなかつた。Pitt は此決議を受取るや八月十二日正副總裁宛に「彼等は百萬磅支拂の爲め近く採用の方法を當にするを得、又都合のよい様な割合で九、十、十一月中に更に百萬磅支拂はれる。併し乍ら新しい手形が到達するであらうから彼は百萬磅を越へざる額の許容範圍を要求する必要にせまられて居つた事を書き送つた。同時に重役會は總裁及び副總裁が大藏省宛に振出された爲替手形の將來の支拂に關して或他の方法が採用される様にとの彼等の最も熱心な希望を陳述する事を希望した」。

十月八日重役會は大藏大臣に書面を以て、次の事を傳へた。即ち貸出及び他の

補助金の爲め流出しつゝある上に更に金に對する請求が直ぐには消滅しさうもないと云ふ見込であるから、英蘭銀行は最近の極めて多額の且つ間斷なき地金と正貨の流出に對して重役會の内には非常な憂懼を生じて居るので、此危急の際彼等は政府からその約束通りに百萬磅と國債整理基金擔保で貸上げた二百五十萬磅を返還してもらふ事の絶對に必要である旨を訴へた。併し同行の窮狀を救はうとの手段は勿論之に對する回答するも Pitt によつては與へられなかつた。同月二十三日には (Lawson に據れば二十五日) 埃太利亞へ百四十萬磅の貸付が更に加へられるかもしれぬと聞き傳へた旨を總裁は Pitt に述べた。彼は答へて彼は斯かる貸出の意向を有せざるも、それを誓ふ事は出来ぬと。總裁は此返事を得て満足し、更に海外から國庫宛に手形の振出さるゝ限り現金の流出の停止せざる旨を報じた。重役會と Pitt との交渉が如何に暖簾に鷹押的のもので何等効果のなかつたか云は甚だ冗長に失したけれど以上の引用文によつて明となつたであらう。 (J. Francis-History of the Bank of England. vol. 1 pp.222-225. W. J. Lawson-The History of Banking. 1855. pp. 87-88)

三

一七九五年十一月十八日には又英蘭銀行總裁は Pitt に「金は一オンス四磅二志なる事、正貨が日々巨額に同行から流出する爲め重役の心中を不安ならしめて居る事及び彼は何等の助力を彼等に依頼し得ざる事を通告した。通常の場合金一オンスは三磅十七志六片の割合を以て英蘭銀行地金局に於て引換らる可きものである事及び外國爲替が諸種の事情によつて不利になり終に現送點以下に下落した事實も既に述べた處である。

當時倫敦の最も重要な爲替はハンブルグ及びリスボン宛のものであつた。最も多量の金の新供給はブラジルの鑛山からポルトガルを経由して來た爲めにリスボンは重要地であつた。ハンブルグは此歐洲の貿易に對する大なる貨物集散地として重要であつた。平時には巴里宛爲替も等しく重要であつたが之れは一七九三年十月と一八〇二年四月の間相場が建たなかつた。併し此交戦國間の爲替の相場建は戦争の爲め全然途絶へてしまつたわけではなく一八〇三年から一八一五年までは倫敦に於て巴里爲替の相場に規則正しく建つたのである。ハン

ブルグを取引中心地とする獨逸及びその他の國々は銀貨を通用して居つたのでハンブルグ銀行は銀信用のみを扱ひ金は商品としてハンブルグ市場で賣買されて居つた。故に倫敦とは實際の爲替平價と云ふ事はなかつた。相場建の爲めに推定の金の平價と云ふものがあつた。即ち金ダカット (Gold ducat) は六 mark banco (silver 九十六) に相當した。金銀の比價を一對一四八六として此價格は餘り下落しすぎて居つた。一七九五年には比價が一對一五五に達した。倫敦爲替は英磅に對して Schillings, Grotes 及び Banco で相場が建てられた。ダカットに對して九六 sixers の時は一磅の金は 34:3 $\frac{1}{2}$ banco に値した。又一五五の比價に於ては 35:9 であつた。二ヶ月半の利子を控除してハンブルグ宛の手形は爲替が約三十六の際は平價であつた。一七九五年及び一七九六年に於けるハンブルグ金相場の最安値は三十五を平價として九八五 sixers であつた。一七九五年第一四半季には平均 35:1 第二四半季には 33:10 $\frac{1}{2}$ に下落し第三季には 32:5 $\frac{1}{2}$ に過ぎなかつた。リスボン爲替は一 Milreis (金貨) 對 67 $\frac{1}{2}$ 片が平價であつたが同十月には殆どハンブルグに於けると同様英貨は下落して 71 $\frac{1}{2}$ 片となつた。(Hawtrey op. cit., pp. 264-265)

此爲替の不利な傾向を恢復する唯一の方法は銀行券の發行を減少する以外にはなかつた。然るに同行は Pitt の要求に惱まされて寧ろ五磅十磅といふ紙幣を發行してその發行額を増加するといふ誤謬に陥つて居つた。一七九四年八月にはその總流通高千萬磅を越へなかつたのが一七九五年二月には千四百萬磅に及んだ。そして夏から秋にかけては鑄貨の流出が激しくなり準備金は漸次減少し同行は甚だ不安な状態に立つた。再三再四大藏大臣 Pitt に抗議的交渉を試みたが何等の効果なく結局同年十二月三十一日同行はその扉に次の如き告示を掲げて割引を制限するの止むなきに至つた。(Andréadès-op. cit., p. 193)

「重役會の命に従つて茲に告示する次第である。手形は正午十二時以後當行に於ては割引されぬであらうし、或は紙幣は水曜日十二時以後には受領されぬであらう。

將來、手形が割引の爲め送られ其等の手形が當日割引に決せられた金額以上の多額に昇る場合には各その東中他の點で缺陷のない手形を按分比例して、送り人の尊敬すべきか否か、或は手形自體の確實と否とに拘はらずそれはその送り主に

返送されるであらう。同一規定は紙幣に就いても守られるであらう。(Francis-op. cit., p. 231)所謂「比例割引制限法」を制定したのであつた。

政府に對する貸付は別として此亂暴な割引制限策は信用に對する完全な支配權を同行に與へた。此銀行の政策は發行の制限と貴金屬輸出の有利なるのと相待つて通貨の不足を來し商業界に抗議を生ずるに至つた。その爲めに一七九六年四月二日 London Tavern の商人及び銀行家の會合その他での決議或は委員會の選任又は之を緩和する Walter Boyd の計畫等種々語る可きことあるが茲には直接關係がないので一切省略する事にする。(Tooke—History of Prices Vol. I. pp. 200-202 參照)

一七九六年に入つても引續き同行は絶へず Pitt との交渉に勞されねばならなかつた。一月二十八日に總裁は重役會に對して二十萬一千磅の大藏省手形が二月三日に満期日になる事及び現在貸付金額は百十五萬七千磅である事を報告した。茲で重役會は大膽にも左の決議を行つた。「總裁は金が送られざる限り之等の手形の支拂に一文の貸出もせず又その額の幾分をも支拂はざる様出納方に指

圖を與へよ」と云ふのであつた。此決議に重役達が従つたので Pitt 茲に初めてこれによつて彼の蒙る不便に就いて諄々と訴へて「大藏省手形の支拂に間に合ふ様に金を用意する様に事を取計らふであらう」と述べた。斯かる銀行側の態度を快とせずして彼は總裁からの書簡の返書中で「彼等が國家に融通するか否かを選ぶ判斷は一に重役會にあるのだ」と棄臺詞を吐いた。

斯かる状態で Pitt は銀行側の希望する大藏省手形に對する貸出を五十萬磅に限定せんとする約を果さず、一七九六年六月十四日には貸上總額は百二十三萬二千六百四十九磅に及んだ。七月二十日には Pitt は更に八十萬磅の借入を申込み總裁宛に次の如き書簡を送つた。「私はそれを大きな融資だと思ふ。」「それ故重役會が國債整理基金を擔保として現在八十萬磅の貸上をする様説得せられん事を私の最も熱心な希望であると言明せざるを得ぬ状態にあるのである。」「故に八月に同一の保證を以て更に八十萬磅の貸上を要求しなければならぬだらう」と。

七八兩月に渡つて八十萬磅づゝ貸上を要求して來た之等の書簡に對して結局重役會は之れに讓歩し承認を與へた。併しそれは嚴重な抗議的要求を提出した。

「英蘭銀行重役會は、此國の國家信用の警戒すべき危険な状態を充分に感知し且つは彼等と William Pitt 閣下との間に交はされた書簡に依つて深く感銘し、國家的信用を支持せんが爲めに彼等の力の及ぶ限り有ゆる事を行はんと切望する次第であります。併し乍ら William Pitt 閣下によつて提議された御要求に應ずるに就いては若しもその應諾に次の如き最も慎重嚴肅な抗議を伴はざるに於ては彼等はその株主並に社會に對しての彼等の義務に悖る處があるに相違ないと思ふのであります。彼等重役會の正當なる所以を主張せんが爲めに此抗議が陛下の内閣に提出されん事を彼等は乞ひ願ふ次第であります。即ちその抗議とは、彼等の拒絶が一大禍害を生ずるかもしれぬとの危懼以外には何物も現在の状態に於て彼等に對して行はれた要求に彼等を説得して應ぜしめ得ぬのである。又事態の非常な困迫危急以外の何物も如何なる形式を以てしてもその手段に彼等が同意する事を正當とは考へ得ない、而して彼等は斯くする事によつて今年の殘餘期間政府に對して更に何等かの援助を與ふる事の全然不可能となり、又明年度に於ても土地及びマルト (Market) を保證としての常例の貸上も之等の案がクリスマス以

前に通過するならば行ひ得なくなる事を恐れるのである。大藏省手形に對する貸付は全然廢止するとの再三繰返して彼等に與へられた約束が實際に次の議會の開會の際に實施せられると云ふ事及び彼等は之れを以て憲法に違反する資金取得の方法であり、之に同意する事は彼等の免許狀によつて許されぬ事であり又彼等自身にとつて常にこの上なく不便なる貸付であると彼等は認めるが故に將來二度と同一事の起るのを防ぐに要する取極めの行はれん事を確く信頼して等しく此方法に同意するのである。」 (Francis—op. cit., pp. 225-228. Lawson—op. cit., pp. 88-89.)

四

前述英蘭銀行の抗議状中で憲法に反し又同行免許の規則からも許し得ぬ貸付とは何を意味して居るか。そもそも一六九四年の同行設立に關する條例では政府に對する貸上は議會の特別の許可がなければならなかつた。之に反する時は貸上金額の三倍の罰金を徴せられ、通報者はその五分の一を受ける事になつて居つた。前記の文言は之れに關聯して大藏省手形に對する貸出を指したのであつ

た。併し乍ら銀行創立當時の此條項は時の経過と共に顧みられなくなつて同行で支拂はれる大藏省手形に對して貸付を行ふ様になつた。そして金額も二萬或は三萬磅に達して居つたが時に五萬磅に及ぶと苦情が出たのであつた。處が對米戰爭の間に此限度が非常に超過し時には十五萬磅になつた事もあつた。併し本來法規上問題であるとして一七九三年には當時の總裁 Bosanquet は重役と相談して前述の條項中の罰金は斯かる行爲にも適用されるか如何を質問し、政府にとつては斯様な罰金刑を廢して一定額の斯かる取引を許す方が便益であらうと云ふ事を政府に建議した。而してその限度額を五萬か十萬磅とした。丁度總裁 Bosanquet が職を去つたので交渉は中絶になつたが Pitt の賢明は直に此種の法令によつて政府は多大の資金を流用し得る事を認め急いで此案を議會で通過させた。そして用心深くも金額の制限はその條項中に加へず唯大藏省の諸委員によつて引受けられ同行を支拂場所とせる手形の支拂の爲めに政府に金を貸す事は何等罰金を課せられぬ事及び斯かる貸付の金額は年々議會に提出され事後承諾を求む可き事だけを規定した。(33 Geo. III. C. 32)(J. W. Gilbert- The History, Principles

and Practice of Banking. Vol. I. p. 45)

如何なる政府も未だ斯かる恐る可き武器を持つた事はなかつた。英蘭銀行の重役が政府手形を不當にせざる限り無制限に同行宛に振出させる事を一七九三年の此條例は許したのである。斯くて同行は完全に Pitt によつて左右され、彼は之れ利用して多大の要求を銀行に對してなしたのであつた。そして一七九六年にも前述の八九兩月の要求に次いで十一月に Pitt は又或租税を保證として二百七十五萬磅の新要求を申出た。此貸上は當時百五十一萬三千三百四十五磅に達して居つた大藏省手形に對する貸出を返還すると云ふ條件で承諾された。彼は金を得るや此手形償還をせぬ爲めの用心に攻撃的に出て更に San Domingo 及び Ireland に向ける新貸付を求めた。Ireland に必要の金額は最初は僅に二十萬磅であつたが結局は百七十五萬磅にのぼつた。(MacLeod-op. cit., pp. 516-518. Andréades-op. cit., pp. 190-191. 194)

以上述べ來つた如く政府對英蘭銀行の間は貸付の要求と抗議との交互的交渉を以て終始したのであるが之れ一に宰相 Pitt が對佛戰爭の初期に際して採用し

た財政政策就中その公債政策に出でた事であつた。彼の財政政策に就いて説き或はその可否を批判する餘裕を茲には有せぬのであるが Heaven-born minister の尊稱を彼に與へた彼の此政策も後年時の藏相 Gladstone によつて議會で論難される事になつた。又彼の外國への補助金の支給に至つては殆んど凡ての論者によつて非難される處である。

以上を以て Baring の一七九七年の恐慌四原因中の第三第四に就いては略ぼ説き終つたのである。次に彼の掲げた第一原因は地方銀行並にその發行する銀行券流通の紊亂に依つて生じた急激な兌換の要求と云ふ事であつた。これより先き當時産業革命の途上にあつた英國はそれに伴ふ信用機關の發達を必要として居つたのである。然るに一七四二年の條例 (C. 13.5) は英蘭銀行に「大英國の英蘭と稱せられる地方に於て紙幣發行の獨占權を與へた。併し六人以下の組合員よりなる銀行の銀行券發行は差支なかつたので小賣商店主、藥劑師、仕立屋、及びパン屋等がその條項を利用して銀行家となり紙幣を發行した。斯くて一七五〇年に倫敦外には十二行しか存在しなかつた地方銀行は一七九三年には四百行に及ん

だ。中には基礎の鞏固なものもあつたが多くは甚だ不確實なもので相當の準備金を備へずして銀行券を發行して居つた。そして出来るだけ多額を倫敦の取引先に送つて之れを利用して利益を納めんと計つて居つた。その取引先は英蘭銀行にその殘額は預入れて居つた。それ故一度地方銀行に取付が起ると倫敦の取引先は英蘭銀行から正貨を引出すか或は有價證券を賣却してそれを地方に送るといふ状態であつた。時には支拂能力の充分な地方銀行も倫敦との間に適當の連絡を保つてその資金を回收する事の不可能な爲めに破産する様な事もあつた。併し前述の通り概して地方銀行は基礎並にその營業方法の不確實な爲めに銀行そのもの並にその紙幣の信用は甚だ薄弱であつた。一七九七年の恐慌も亦此地方信用組織の不備に負ふ處が大であつた。先きの一七九三年の恐慌には政府の Exchequer bills の貸出によつて無事に救濟されたのであつたが併し二十六銀行の破産を見た。

Henry Thornton の計算に依れば此恐慌後地方銀行の發券高は半減して居つた。そして此紙幣に代つて商業上の必要に應ずる爲め正貨は英蘭銀行から地方に流

出して行つたと云はれる。又一七九六年の秋には既に外國爲替も不利でなくなつたのであるが英蘭銀行は引續いて銀行券の發行を制限して居つた。此事が又通貨の不足を來たす因をなした。即ち同年の年末三ヶ月間の發行高は一七八二年同期間のそれと同様であつた。然るに商業の發展に伴つた支拂の必要總額は兩期間に數倍の相違を生じて居つた。加ふるに一七九七年初めには政狀が悪化して來たので地方銀行は危険を感知して警戒を始め倫敦から正貨を出來るだけ回収し様と努めた。此事が更に英蘭銀行の準備額に減少を來す所以となつた。(Andreadès—op. cit., pp. 171. 172. 194. 195. J. F. Rees—A Short Fiscal and Financial History of England. p. 18.)

此時に當つて Baring の云ふ第二原因、佛蘭西軍侵入の報が傳はつた。「殆ど有ゆる種類の人々が驚愕に捕へられた。商人、職人殊に婦人と農民(恥し乍ら上流階級の多くの者も加はつて居るが)は凡て guineas を求めた。單に蓄藏せんが爲めに。」金銀の地金も鑄貨にあらずとの理由で拒まれた。若し此事件が英蘭銀行の正貨流出の起らぬ以前に發生したのであつたらば佛軍は後援のない事ではあり、原因

は直ぐ消滅するといふ事を説得して單に一時的の事で濟んだかもしれなかつた。然るに此災禍は既に正貨の枯渇して居る處に勃發して此一七九七年の金融恐慌の直接の動機となつたのであつた。(Baring—op. cit., pp. 53-55)

此恐慌直後にその論文を起草した Baring は之れに關連しての英蘭銀行重役の態度に就いて是否の批評を加へる事を控へて何事も語つて居ない。彼等重役は凡ての責任を政府に歸した。彼等の稱する處では政府が返還してくれて居つたならば彼等は敢へて商業界を救助するのに躊躇しなかつたであらうと云ふ。勿論それは事實であつたらう。併し當時の多くの論者は政府に對して行つた貸付はあつたにしてもそれは同行が銀行券の發行を繼續して商業界を援助する妨げとはならなかつたであらうと主張した。彼等は不適切なる發行額の制限が徒だならぬ guineas の要求を惹起した事、結局地方紙幣の不信用を來たした事及び同行が紙幣の消失によつて生じた缺陷を補ふ手段を何等講じなかつた事を指摘して居る。

有力なる商人 Walter Boyd は此發行制限を以て公債の止むなき賣却と従つて又

その下落を來した原因と見做した。又地方銀行團體の秘書たりし George Ellison は一七九三年同様この恐慌に當つても英蘭銀行の割引制限策の誤れる事を指示した。後一八一〇年地金委員會の開かれるや同行總裁も亦重役の多くが後に此政策を後悔した事を申立てた。爲替が最も不利で地金を輸出して利益をあげ得る時期に重役は千四百萬磅も紙幣を發行し乍ら爲替が數ヶ月間も有利なるにその額を八百六十四萬二百二十五磅に減少した點も亦同地金委員會に依つて非難された。要するに一七九六年の同行の採用した Restrictive Policy は同行の金庫を終に空にし、若しも反對に Expansive Policy を採用して居つたならば之を豊富ならしめ得たであらうと云ふのであつた。(Macleod—op. cit., pp. 531-533. Andréadès op. cit., pp. 195. 196.)

併し乍ら Macleod の如き論者は「現金支拂の停止が此特殊の時期に於て重役の誤れる政策によりて惹起された事は殆んど疑ふ餘地なし」とするも而もこの停止は必然に何時かは起る運命の下にあつた災禍であつて寧ろ此際に發生した事を以て不幸中の幸と見做すのである。蓋し若しも後の愛蘭の叛亂及び海軍の上官反抗及び Boulogne に佛軍が集中されて英蘭の侵入が脅かされた當時などであつたならば一層その影響を及ぼす處は大であつたらう。又此停止に必ずしも紙幣の價值の下落を伴ふものではなく、後にその事の起つたのは一に政府及び銀行當局に先見の明なかりに基く事であつた。(Macleod—op. cit., pp. 534 535)

斯く一七九七年の恐慌は或は Tooke の擧げる數年の天候不順と之れに伴ふ農産物の不作、Baring の四原因、或は又英蘭銀行重役の政策の誤謬等種々の方面にその原因を求め得ると思ふのであるが茲に R. G. Hawtry はその論文 The Bank Restriction of 1797. 中に於て此點に關して異色ある研究を發表した。併し必ずしもその所説を以てこの恐慌の原因を究明して餘ありとは考へられない。彼の説く英國の正貨の流出入の原因並に之れと爲替の騰落及び佛蘭西の鑄貨制復歸の三者の因果關係の如き眞に興味ある問題であり又當年の英國物價と通貨の關係の如き又この恐慌に關聯して見るも極めて重要な論點である。併し何れも更に一步彼の研究を進めねば確たる事は云ひ得ない様に思はれるのである。

五

今 Hawtrey の所説の大意を紹介するに次の如きものである。

一七九五年十二月三十一日制定の按分比例に依る割引政策の採用によつて英蘭銀行は政府の貸付以外には信用の完全な統制力を得たが、之れと同時に又政府への貸付も着々減じて一七九五年十二月に千二百萬磅を超過して居つた貸出は一七九六年九月には九百萬磅以下に減じ、爲替をその十月には回復した。而も尙同行の金の流出は止まず、終に一七九七年二月の正貨支拂停止の止むなきに至つた。

「おそらく、此恐慌はその説明をその表面に現はして居ると考へ得るかもしれない。英蘭銀行の重役は Bank の一時的貸付の要求を抑へやうとして再參彼に迫つた時に彼等はその問題を根底まで極めて居つたであらうか。勿論彼等は此事を非常に重要なりとしたのは正しかつたが併し乍ら、之等の貸付によつて發生した實際の變動を一見したならば恐慌の解説は之等の中には見出されない事がわかるであらう。」戦争第一年の一七九三年の之等貸付は平均九百萬磅強、一七九四年は下つて平均約七百五十萬磅、一七九五年の初には急激の増加で千百萬磅を超過

し、その十二月は一時千二百八十萬磅に達した。併し翌一七九七年二月の恐慌までは八百七十萬磅と千百五十萬磅の間であつた。恐慌の當時は千六十萬磅であつた。偕て一七九一年及び一七九二年の平和年度に於ても之れは九百萬磅以上であつたのであるから戦時に際して千百萬磅或は千二百萬磅には何等金融上の大異變を醸さずして増加し得る事は全く明かな事である。當時英蘭銀行の重役の氣を殊に揉ませたのは政府の借入金的大部分が前述の補助金、英軍の戦費として海外へ流出する事であつた。その額は一七九四年八百三十三萬六千磅、一七九五年千百四萬磅、一七九六年千六十五萬磅であつた。之等多額の送金が爲替に不利な影響あるは疑ない事であるが、併し此影響は平時同額の海外投資を行つたのより決して大なるものでないと云ふ事に留意せねばならぬ。又年々の海外投資或は貸出の減少と戦時中海外からの借入金増加は先きの影響を相濟するに相違ない。爲替に非常な不利を來たしたのは一七九五年の春になつてからであつた。同年の大送金は勿論その年に始まつた正貨流出の重大な原因であつた。併し乍ら戦費が私的支出の減少によつて供せられる純粹の貨幣で調達され而して

銀行信用の膨張によつて供給されぬ限り、海外への大送金と雖もその影響は大でないであらう。「既述の Baring の言の如く一七九六年の戦債應募者の財政状態が貧弱であつて借入によらねば應募し得ない人々から募集したものである限り勿論不健全な状態に傾きつゝあるのであつた。併し Baring の記す様に應募者が海外で信用を得るに成功したならば爲替に對する影響は有利であつたらう。——少なくともその外國信用が回收されぬ限り。而して何れにせよ爲替の變動は一七九六年の戦債發行の久しい以前に起つたのであつた。」

英蘭銀行に關して批評家は割引額を制限した事を非難した。同行はその銀行券發行を減ぜん爲めに割引を制限した。或論者は *guineas* の要求は此原因に基くとした。即ち商賣には支拂用具を必要とするのにその用具たる銀行券が發行されぬので *guineas* を求めるのであるとした。又地方銀行も英蘭銀行と協調して發行を制限し斯くて金が流出したと。「此議論は明瞭に誤謬である。*guineas* は銀行券と引換に引出されたのである。」金要求は次の三原因の一或は全部に起因しなればならぬ。——輸出の爲め、殊に貨銀支出の爲め或は銀行の信用なき爲め

である。地方銀行は屢々破産したので概して信用がなかつた。英蘭銀行券は倫敦以外には多く流通しなかつた。地方銀行の斯かる不信用は金の要求を多分生じたであらうが併し此信用の喪失そのものが何故であつたか、説明されなければならぬ。然らば何故に銀行が窮迫しなければならなかつたか。何故に金が輸出されたか。何故に *guineas* が國內の流通に要求されたか。

一七九七年に於ても英國の財政状態は大陸のそれと切放しては適當な研究は出來ぬ。戦争最初の二ヶ年間外國爲替は倫敦に非常に有利であつた。佛蘭西ではその恐怖時代に不換紙幣の *assignats* が公安委員會の権力で強制通用され金銀を密かに蓄へる事は刑事上の犯罪となつたので同國に富を有する者はそれを外國に送らうと望んだ。その爲め隣國は何れも直ちに正貨に充滿した。英國も亦然りであつた。一七九三年、一七九四年に於ける造幣局の外國金の購入は非常に増加し兩年合計 $3\frac{3}{4}$ Millions 磅に達した(普通の年平均額は約六十五萬磅)。而して造幣局の購入額以上の外國金が輸入されて居つた事は勿論である。

爲替の下落は前述通り一七九五年春に顯著になりハンブルグ宛爲替は既にそ

の春に又リスボン宛は同じく八月には現送點以下となつた。之れは佛蘭西が金屬貨幣に復歸しつゝあるのと時を同じうして居た。即ち assignats 幣制の基本の法律は一七九四年十二月二十四日撤廢され、翌月には法律には反したが正貨物價と紙幣物價との間に差を生じ、農民及び商人が assignats を受取る事を全く拒むと云ふ苦情が次第に生じた。年末には assignats は全く信用を失墜し支拂の用具よりは寧ろ投機の目的物となつた。實際には貨幣の資格を失ひ一七九六年七月には稀少ながら正貨は市場の必要に應ずるに足り又正貨物價は騰貴し始めた。

此金屬貨幣への復歸期に於て佛蘭西へ金が如何に盛んに送られたかは次の巴里取引所の外國爲替の相場の月平均高によつても證明される。

	佛金貨	外國貨	ハンブルグ爲替	爲替に對する金の プレミアム%
一七九五年八月	四〇・八三	四〇・八五	三九・三〇	三・九
同 九月	四七・九四	四七・九九	三九・八二	二〇・四
同 十月	七三・八三	七六・〇五	六二・五四	二一・六
同 十一月	一二九・八三	—	一一七・八八	一〇・一
同 十二月	一七二・八五	—	一五六・九七	一〇・一

一七九六年一月	二一八・九九	—	一九七・三二	一一・〇
同 二月	二五七・四二	—	二四四・七六	五・二

此當時ハンブルグ爲替は倫敦に八分から一割不利であつたので倫敦から巴里に guineas を送る事によつて非常な利益が得られた。例へば九月二十日に巴里で金貨を得んと欲する人は佛蘭西オンス(英國の 472 $\frac{1}{2}$ grains)につき四六五〇 livres を買ふか或はハンブルグ宛手形を一〇〇 mark banco につき七三二五〇 livres で買ひ、その手形を倫敦に於て guineas を得る爲めに英磅につき約 33 schillings (12 $\frac{3}{4}$ marks) で賣り而してその手取金を佛蘭西へ密輸出する事も出来た。一〇〇 mark banco は二・一佛蘭西オンスに相當する英金貨八磅以上を齎すので彼は九七六五 livres の價ある金を得る事になり、費用と危険の負擔に二四一五 livres 残る譯であつた。而も前掲表の意義を解するには一七九五年の九月は英蘭銀行が正貨の流出に苦しみ出したその月であつた事を知らなければならぬ。その事は後述の上院委員會の報告によつても亦既に述べた同行から Pie への抗議の文句によつても明である。

ハンブルグ及びリスボンから英國に對する正貨の要求は單に佛蘭西に於ける需要の反映にすぎなかつた。一七九五年同六年の關稅統計には金の輸出は殆んど掲載されて居らぬ。併し此統計は當てにはならなかつた。guineas 或は之れを熔解した金地すら輸出は禁されて居つたが後者は虚偽の申告で出され或は密輸出されて居つた。金の直接需要地は佛蘭西であつたから金の多くは密かに海峡を越して同國に積送られたものであらう。

次に先きの佛蘭西からの金の流入は一七九三年の恐慌後の商業の復興を大いに促進した。即ち Jevons の一七八二年を一〇〇とした物價指數によれば一七九二年の九三から一七九三年に九九に騰貴した物價は一七九四年九八に下つたが一七九五年は一七七に、一七九六年には一二五に騰貴した。(W. S. Jevons-Investigations in Currency and Finance. 2nd Edition p. 136) 此騰貴は確かに一部は戦争に依る新需要の發生と種々の供給の途絶によつたのであるが又一部は信用の膨張に起因した事も疑なかつた。地方銀行はその發行額を一七九二—三年程度以上に増加しなかつたと稱せられるけれど、當年の恐慌によつて減少した大部分の回復し

た事は認められた。「事情繼起の順序は正に豫期通りであつた。即ち先づ金の流入、次は信用の膨張、その次は國內通用の爲め法貨たる guineas の需要。大陸に於ける急激な金の移動がなかつたならば guineas の需要は英蘭銀行に對して何等劇しい壓迫を加へずして供給されたかもしれない。内外の之に對する需要が同行をして割引の制限を餘儀なからしめた。信用の收縮には成功し、外國爲替も倫敦に有利に向つたけれど guineas に對する國內の需要は直ちには止まなかつた。」

更に重大な事は信用の收縮は物價の下落を來した。Jevons の一七九七年の物價指數は一一〇即ち前年より一割二分下落であつた。之れは商人の失敗を意味し、商人の失敗は銀行の破綻となる。斯くて信用の失墜となつて guineas の需要をいやが上にも増した。併し同年の破産數は平年より左程多くなく、一七九三年に比して遙かに少なかつた。恐慌の勃發するや一七七三年の場合の様に Fischequet Bill に依る貸付の如き方法によらずに、貸銀及び小賣取引に金の代りに使用し得る小額(一磅及び二磅)の英蘭銀行券の發行によつてそれは鎮められた。(Hawtrey-

Currency and Credit. 2nd Edition pp. 265-272)

六

一七九七年に入るや一月三十一日に既に英蘭銀行の正副總裁は *Pitt* に面會して多額の貸出に對する同行の窮狀を訴へ、その返還の有効な手段を講ぜられん事を乞ふた。又二月十日には愛蘭に對する百五十萬磅の貸出(而もその大部分が正貨だと云ふ)計畫のあるに驚いて之れまでの各種貸出金額及び利息の殘餘合計七百五十八萬五千六百四十五磅の償還を求め事に決した。そして愛蘭公債の取極め以前に之れを解決されん事を願つた。同月十八日重役會の要求に従つて總裁は *Pitt* に此貸出は「恐らく銀行を閉鎖するのやむなきに至らしめるであらう」と云ふ事を傳へた。その二十日の *Newcastle* の諸銀行の破綻と共に此恐慌は勃發した。當時 *Newcastle* の諸銀行は正貨の諸求を非常に受けて居つたので之に應ずる爲めに多額の金貨が入つて來て居つた。そして恐慌の發生した時には更に之れの協商中であつた。(註)

(註) *Macleod* に據れば當時の狀況は次の如くである。

佛蘭西の一巡洋艦がウエルスの港に入港して來て千二百の兵が上陸した。同時に全沿岸に對して政府から若し必要あらば家財を持つて内地へ逃る様に命令が出た。之等の狀態が農民の前に恐慌を惹起したのであつた。二月十八日

の土曜日は市日であつて此時期には農民は主な收入を持つて居つたが直ぐに敵兵が侵入して來るものと驚いて農産物を *Newcastle* に持出して之れを棄賣にして早速諸銀行に取付けたのであつた。そこで若し取付がやまぬなら二十日の月曜日には支拂を停止する協約が諸銀行の間に結ばれたのである。そして結局二十日には店を閉鎖した。*Macleod* の述る處に次に掲げた *Morning chronicle* の記事とでは時日が些か相前後する様であるがそのまゝ假に記載して置く。

(*Macleod-op. cit.*, p. 527.)

翌二十一日には *Beachy Head* 沖に軍隊を積んだ佛艦隊が現はれたと云ふ急報を受けた。此報導の運送船三百隻とは誤報であつて二十二日の *Morning Chronicle* の記事では三私掠船が現はれたに過ぎぬとあつた。併し今や英蘭銀行に對して有ゆる地方から正貨の要求が生じた。二十一日には英蘭銀行の重役會は此非常なる取付に對して決議を行ひその結果同行の代表委員として正副總裁及び *Darell* と *Boranquet* をして *Pitt* と會見せしめて政府の援助を求めた。更に二十二日と二十四日の會見の後 *Pitt* は巡洋艦をハンブルグに派遣して正貨を購入する旨に同意した。(*Macleod-op. cit.*, p. 5 27 *W. Cobbet-Paper against Gold: The History and the Mystery of the Bank of England.* 4th Edition p. 147-149 note 178-180 note)

一七九七年二月二十六日日曜日の Morning Chronicle 紙は次の様な記事を掲載した。「土曜日に公衆は再び新たな驚愕の念に襲はれた。Milford 卿からの急使は内閣諸大臣に次の事實を報じた。即ち吾人の既報せる Pembroke 沿岸に近づきつゝありし船舶中よりその數約千二百の佛蘭西軍の一隊が Fiskard に上陸した。諸大臣は此事を直ちに市長に傳達した。(Cobbet-op. cit. p. 150. note)。この報の傳へられた二十五日土曜日の英蘭銀行は前日にも増して益々激烈な取付を蒙つた。同日重役會は現金支拂停止の避くべからざるに至つた事を認め副總裁を宰相 Pitt の下に派して最後の意見と援助を求めなければならなかつた。その日準備額は百二十七萬二千磅に減じた。その發券額は八百六十四萬磅となつた。又當日の割引額も年初の四分の一位であつた。

明けて二十六日は Whitehall に樞密院會議は陛下の臨御を仰いで開かれた。國王が安息日を破つた唯一の場合であると稱されて居る。(Francis-op. cit. p. 238) 列席者は The Lord Chancellor (Rosslyn) Lord President, Duke of Portland, Marquis Cornwallis, Earl Spencer, Earl of Liverpool (Charles Jenkinson) Lord Grenville 及び The Chancellor of the

Exchequer であつた。此會議は事態の紛糾に鑑みて英蘭銀行をして議會が之れに就いて採用す可き政策を決定するに至るまで正貨の支拂を禁止せしめる事に全員一致して可決した。そして長文の禁止令が發布された。その内容は各地に於ける誤傳及び誇張の警報の結果として各地方から首都に正貨の非常なる取付あるにより放任する時は國家の必要に應ず可き充分なる正貨の欠乏を來すを以て英蘭銀行をして政府の方針の決定あるまで正貨支拂を停止せしめ又流通の方法を維持して王國の公共並に商業信用を支持するに適當なる手段を採用せしむると云ふのであつた。翌二十七日(月曜日)朝早速同行は此禁止令と共に秘書の名を以て次の告示を掲げた。

「茲にその寫文を掲示した通りの樞密院會議の禁止令が昨夜當行に下達せられた結果英蘭銀行の正副總裁及び諸重役は銀行の株主並に一般公衆に對して當行の一般の關係は最も富裕且つ繁榮の状態にある事を報じ併せてその紙幣の安全に就いてのあらゆる疑惑を去除く事を以てその義務なりと考へるのである。重役は商業關係の融通の爲めに平常通りの割引を繼續しその金額は銀行券を以て

支拂ひ且つ又配當證書も同一方法で支拂はれるであらう。」(無名氏著 *The History of the Bank of England*. 1797. pp. 41-43. Cobbet-op. cit., pp. 150-152 notes. Francis-op. cit., pp. 238-240. Lawson-op. cit., pp. 90-91) 又同行は樞密院會議の勅令を多數印刷して廣く流布せしめた。(MacLeod-op. cit., p. 529) 正貨支拂停止の報に驚いて商人銀行家その他市民は市長官邸に市長 Brook Watson を座長として一大集會を開いた。

「或る根據のない或は誇張された警報の影響に依つて國家の信用に對して紛亂を來す事を防ぐ爲めに採用するに適した手段を講じ、現在の重大な時機に際して此信用を支持せんが爲めに今日茲に開催された商人銀行家その他の人々の會合に於て——市長を座長として——滿場一致決議す。即ち國家の信用の維持が此際如何に必要であるかを痛感し、下に署名せる我々は進んで次の宣言を爲す。我々は我々に對して支拂はれる如何程の金額の支拂にも銀行券を受取る事を拒まぬであらう。而して又同一方法で我々の凡ての支拂を行ふ爲めに最大の努力を致すであらう。 Brook Watson」

此決議は Bishopsgate Street の London 飲食店、Strand St. の Cown and Anchor 飲食店、

St. Alban's Street の St. Alban 飲食店、Three-Crown Court の Three Crown コーヒー店及び Lloyd コーヒー店で人々の署名を求めた。署名者は四千名以上に及んだと傳へられて居る。Cobbet は皮肉にも此會合を以て Pitt によつて密かに豫め計畫された事であり (op. cit., p. 212)。又市長 Watson は此功で間もなく陸軍主計總監となり數年後には男爵をも授けられた様に述べて居る。又彼は此決議を笑つて彼等は彼等自身の信用を支持しそして實際には自分達が直ぐにも破産するの出來るだけ防がうと努力したにすぎないと批評して居る。(op. cit., p. 168) 而して之と同様の決議はその後引續いて諸地方に行はれた。例へば樞密院會議も亦此問題に就いて會合し二十八日には同じく此國の國家及び商業信用の支持に此重大なる危機に當つて吾人は出來得る限り貢獻せんと希望を以て茲に氏名を署したる我々は有ゆる支拂に英蘭銀行券を貨幣として受取り而して個人として我々に關する限り、その流通を助ける事を承認し之を義務と心得る次第である。」諸大臣外四十余名が之に署名した。(Cobbet-op. cit., pp. 169-170 note)

一方國王は此前例なき事變に際して必要ありと認めて Royal Message を議會

に送つた。その内容は此禁止令が議會に提議さるゝに當つて此一時的の逼迫に應ずる爲め並に國家と商業信用を維持し且つ關係者の保護の爲めに最も有效な方法を以て國王の廣汎な財源を振起するに最も適切なりと考へる様な手段を採用せん事を議會の經驗に富める知識と決斷とに此上なく信賴する旨を述べたに過ぎない。二十七日の下院は此の奉讀を以て開かれた。Pitt は先づ此詔勅に關する討議を明日に譲る動議を提出し又英蘭銀行の狀態に就いての秘密調査委員會を組織せんとする意思ある事を表明した。又彼は同行の確實な事に就いては些かの疑惑もなきものであると確信して居る旨を發表した。「同行が公衆に負ふ金額の支拂をなすに當つて公衆によつて現金の代りにその銀行券を受取られる事を法律を以て宣言しやうと意向をも述べた。之に對して Combe は「彼の意味する處が之れを法貨たらしむるにあるか、或は單に國家の收税官によつて受取られるだけの事であるかとの質問を發した。Pitt は彼の現在の意は「國家によつて受領らるべし」といふだけであつて他は委員會の報告を待つての事である」と答へた。(因に當時未だ英蘭銀行券が法貨でなかつた事は既に述べた處である。之れ

が法貨となつたのは一八三三年である。) 又 Nicholls は若しも之れを法貨たらしめんとするならば「彼は Law of Insolvency を發布せんとして居るものである」と非難した。(註) (Cobbet-op. cit., pp. 163, 164.)

(註) 以下本稿の議事その他に關しては Cobbet の前掲書 (Letter XII-Letter 266 pp. 153-266) 並に無名氏著の前掲 History of the Bank of England 1797. (pp. 45-110) 参照。因に前者は論旨餘に偏狹であるけれども當時の資料としては詳細なものである。

又 Fox は敢へて同行の現状調査委員會の選任には反對しなかつたが進んで現時の窮境を醸すに至つた事情をも併せて研究すべき事も説いた。Sheridan はその大演說中に於て海外へ補助金を與へた事を非難した。W. Milner 又大臣が國外に金を輸送するのを防止する事を以て議會の義務なりと述べた。此日議會に於て Pitt は「一英蘭銀行の債務に對して國家が保證を與へる事、二同行の負ふ有ゆる支拂に銀行券を受取らしむる事、但し法貨たらしむる意思なりや否やは回答し得なかつた、三總ての銀行から五磅以下の紙幣を發行させる事等の提案を考へて居つた。尙彼は英蘭銀行券を法貨たらしむる意思なき事を翌二十八日の上院に於て聲明した。(無名氏著 op. cit., pp. 45-59. Cannan-op. cit., XII)

七

二月二十八日の議會に於ては先づ Pitt は前日の詔勅の奉讀を繰返してその奉答文の討議に先立つて前日發表した英蘭銀行に對する現請求總額及び同行が之れを履行する爲めの資産總額を確め又今月二十六日樞密院會議の採れる手段の確認並に繼續期間を規定するに必要な意見を提出する委員會選任の案を提出した。(その選出された委員十四名中 Pitt の反對側は僅に三であつた。) 討議に移るや Hobbes は雄辯をふるつて Pitt に反對し「國王或は政府は此手段によつて銀行の債權者の有ゆる財産を一氣に絶滅せしめる權力を要求した。」「信用の安定は常に共和國に於ける方が一個人或は少數團體に依存して居る此政府よりは一層良く維持されて來た事を證明した。」茲に採用された手段はその主義に於て最も有害にして且つその影響する所最も危険なるものである等の句を以て論難した。併し之れに對する救済策は彼も別に有して居らぬ様であつた。Hobhouse は銀行券が價值を失ひ assignats 或は mandats の様になる事を恐れ、John Sinclair は「銀行券の下落は海外購入物資の凡ての物價を變ずるであらう。それは歐洲中の交換の状態を變ずるであらう。世界の商業の安定は英蘭銀行の信用に倚つて居る。それに

就いて吾人は直に露西亞及び地球の他の地方からその影響を見るに相違ない」と。又 W. Smith は倫敦市内の最も尊敬す可き人々は此案に對して沈黙を守つて居るが實は非常に反對なる事唯政府に反對して復讐される事を恐れて居るのである事と述べた。Russell は大藏大臣をして銀行に負ふ百萬鎊を辨濟せしめよ、然らば同行は凡ての契約を遂行し得るであらう。銀行の債權者を満足せしめ得ざるは銀行にあらずして没落を招來する不祥なる戦費を供給せんとする資金の繼續的要求であつた。「轟々たる反對論の中にあつて僅に Pitt は同行は完全に確實なりとして有ゆる調査に反對した。Sheridan は一度支拂を停止せば紙幣の増發を來して後には決して再開出來ぬであらうと説き、又銀行は禁止令發布直後尙支配能力ある事を公表して居り若しも然りとせば何故に同行の信用を阻害する事極めて大なる斯かる命令は發布されたのであるかと難詰した。彼は Pitt の委員會案に次の條項を加へる修正案を提出した。「而して又樞密院會議の此勅令を生んだ原因並に二月二十六日附樞密院會議の勅令を規定し且つその中に含まれた手段の確認及び繼續期を定める根據を審査せんとす。」併し此修正案は二四四對八八で

否決された。(無名氏著 op. cit., pp. 60-86)

又上院にあつては Lord Grenville, Lord Bedford 及び Lansdowne 等の演説は堂々たるものであつた。Lord Lansdowne は既に一七九三年に今日の事あるを豫言したと云ふ。彼は又國家の信用を以て英國の魂に比した。有ゆる事が信用を破壊せんが爲めに行はれた。即ち第一には「經費の法外な増加」次には戦争並に海外に送られた補助金、今や又致命的打撃が不換紙幣の命令を發する事によつて與られんとして居た。「諸卿よ、余の豫言を心に留められよ。若し卿等が銀行券を法貨たらしめんと計るならばその信用は根絶するであらう。一時は續くかもしれないが併しその結果は確である。……吾人は臆測を以て語らぬであらう。物事は經驗にある。熱は倫敦に於ても亦巴里やアムステルダムに於けると同様に熱である。而して支拂停止の結果はその發生した國の如何を問はず同一である。(Parliamentary History vol. XXXII p. 1567, Andreadès-op. cit., pp. 198-199 に據る)

三月一日の下院に於て Fox は「樞密院會議の命令を生じた原因を調査する委員會」の動機を提出した。併し一四一對六七で否決された。次に Sheridan は先きに任命された委員會の一員に Fox を加へる動機を出したがこれ又一四四對五三で否決となつた。(無名氏著 op. cit., pp. 86-92)

翌二日には英蘭銀行株主總會が開催された。時の總裁は Thomas Raikes 副總裁は Samuel Thornton であつた。満場一致で重役が樞密院の勅令に従つて現金支拂を拒絶した事を重役に感謝した。そして此總會は(一)同行重役は禁止勅令の發布を請願せぬ事、(二)此手段は同行の管理に參與する人々の提議に依つて採用されたものでない事、(三)彼等は之れが「國家的政策」によつて命令されたものであり且つ、「短期間」行はるものと解して此勅令に従つた事、(四)彼等の状態は最も富裕なる事及び(五)彼等は從來通りにその銀行券を現金で支拂ふ事の許可されん日の近からん事を切望すると云ふ事等を Raikes, Bosanquet, Thornton 等から公表させた。(Cobbett-op. cit., pp. 173-176)

三月三日に調査委員會は第一報告を提出した。これによれば二月二十五日の英蘭銀行の負債總額は千三百七十七萬三千九百九十鎊にして之れに對してその資産勘定の合計は三分利子附の政府への永久貸上金千六百六十八萬六千八百鎊を除き、

千七百五十九萬七千二百八十磅である。その差額三百八十二萬六千八百九十磅が資産残額である。而して同委員會は二十五日以後も「政府證券の擔保及び手形の割引」その詳細を茲に掲げ得ないが）によつて可なりの銀行券の發行が同行によつて行はれたが併し之等の發行は委員會の見るところでは確實な有價證券を保證とし、平素の配慮と注意を以て行はれ、之れに依つて同行の資産の實際残額が減少したものと認められぬ事を附言した。即ち二十五日の手許正貨在高百二十七萬二千磅は同日の取付によつて二月二十七日には百八萬六千七百七十磅に減じて居つた。又之れより先き此委員會に呼び出されて證言させられた多數の實際家は割引額の大縮少を以て金に對する取付の原因と見做し間接に英蘭銀行の政策を非難した。Walter Boyd は「主として正貨の流出は確に一七九五年十二月の月、即ち告示によつて同行の割引業務を營む金額及び方法の變更を社會に告げた時以來同行重役の遂行して來た行爲に起因するものである」割引の縮少は商店の力を減じ又國債證券の價值をも減じた。」と證言し、又 Henry Thornton も「感ぜられたのはGuineas の欠乏でなくして銀行券の欠乏と云ふ事であつた。そして若しも小額の

支拂をなすによい工夫をして銀行券が流通されたならば市中は何んの不安も懷かない様に思はれる」と陳述した。(Francis-op. cit., pp. 242-243)

1797年2月25日の英蘭銀行の貸借對照表

Debt Account		Credit Account	
Drawing Account	£2,389,600	Bills and notes discounted	4,176,080
Exchequer Bills	1,676,000	Cash and Bills	8,228,000
Unpaid Dividends	983,730	Exchequer Bills	65,000
Do. in Bank Stock	45,150	Land and Tenements	700,000
Do. in India Annuity	10,210	Money lent to India Co.	1,510
Sundries unclaimed	1,330	Stamps	15,890
Due from Cash on the loan of 1797	17,060	Navy and Victualling Bills	54,150
Unpaid Irish dividend	1,460	American Debentures	5,320
Do. on Imperial loan	5,600	Petty Cash in House	24,150
		Sundry Articles	759,800
		5 per Cent. Annuities	1,000,000
		5 per Cent. 1797	1,512,270
Bank notes in circulation	5,130,140	Treasury bills paid for the Government	376,000
	8,640,250	Loan to Government	88,120
		Bills Discounted Unpaid	740
		Treasury and Exchequer fees	554,250
Balance	3,86,890	Interest due on different loans advanced to Government	17,597,280
	17,597,280		

茲に掲げた英蘭銀行の貸借對照表は委員會の報告の内容を詳細に掲げたもの

であつて當時の Pitt 派議員 Allardyce に依つて後に公にされたものである。

同じく三月三日には 37 Geo. III. C. 28 條例が發布された。そして五磅の紙幣の發行が許容された。此條例に基いて英蘭銀行は同月十日に一磅及び二磅の銀行券を發行した。そして賃銀その他小額の支拂用の通貨の供給を之れによつて補ふ事になつた。又同月六日には等しく小額支拂の具として「小額支拂用の鑄貨を社會に流通せしめん爲めに今正に英蘭銀行より供給され造幣局に於て打刻せられた一定數量のドルが四志六片の價で同行から發行されんとしつゝあり又その數量も更に増加の準備中である」と傳へられた。併し乍ら之れは發行に先立つて四志六片では二片だけ地金の市價より安いと云ふ事が明かとなつて三月九日に次の通り訂正された。「ドルは四志六片の相場より寧ろ四志九片を以て流通せしむる方が一層適切なりとの輿論に従つてドルは一ドルに就き四志九片を以て近く交付されんとして居る事を豫告する。」發行されたドルはスペインのであつた。そして、スペイン國王の首の上に更に小さな國王の頭が刻み出されてあつた。Andréades に依れば地金の方が一片安なので金匠が之を模造して發行するに至り

その識別困難を來し兩方共銀行に納入されたと云ふ。(Francis-op. cit., pp. 245-246. Andréades-op. cit., p. 202)

三月七日には調査委員會は第二報告を提出した。即ち「彼等の意見にては去る二月二十六日の樞密院會議の命令施行の爲め採用された手段の確認及び一定期間の繼續を規定する事を必要と認む、但し幾許の期間之等の手段が繼續される可きかを決定する事は賢明なる議會に委ねる」と云ふ決議を提出した。(Cobbet-op. cit., p. 192 note)

八

三月九日には同委員會の報告に基いて討議された。Pitt は Fox, Sheridan 等の論敵の激しい矢面に一人立たなければならなかつた。Sheridan は難じて曰く、「その報告には銀行に對する政府の負債を千百萬磅として記載して居る。併し此記述は事實と一致せぬものである。即ち千百萬磅の負債の代りに單に十三萬磅の年金と稱されねばならぬ。蓋し銀行は元金を要求し或は回收する何等の方法又何等の權限をも有さぬのである」と。又彼の所謂千百萬磅と云ふ年金の元本の外に

尙彼等は約千萬磅を政府に貸したのである。然らば彼等は如何なる立場に居るのであるか。彼等は全部で僅に千三百萬磅の負債を有し約千萬磅に達する債権を一方面に有して居る。例へば或人が總額一萬三千磅の負債を有して居り、又彼うとして居るのである。例へば或人が總額一萬三千磅の負債を有して居り、又彼から他の人が一萬磅を借りて居ると想像せられよ、そして若しも此借手が来て『君は慎重を要する状態にあると思ふ、僕は君の事情を調査しなければならぬ、そして君の紙幣の支拂を保證してやる』云つたとしたらそれは確かに甚だ奇妙な事と思はれるだらう。債権者は必ずや答へるだらう。『君の借金一萬磅を支拂つてくれ、そして僕は決して君の協同も亦保證も望まない』と。

Pitt は之れに答へた。即ち Sheridan の反對論中回答の要ありと認める部分は千百萬磅の永久貸上金を Sheridan の所謂年金基金と見る點に對してであると稱して事實此千百萬磅の金額は同會社の創業資本である。各商賣人の保證は彼が營業を開始したその創業資本にある。それ故同行の創業資本が尙減損せず確實であるならば、その資本が彼の資産の一部であると云ふ事を否定しやうと云ふのは

有ゆる商業の原則を否定するものである。『同行を以て一會社と考へればそれは富裕な會社であると云ふ事及び若しも今商賣を止めるとせば株主に對して最初彼等が會社に投資した金額より可成り多額に分配し得ると云ふ事だけを社會は知つて居れば足りるのである』と。又 Sheridan がこの貸出金の返還請求の不可能を説いたのに答へて『若し同行がその業務に不適任と政府が認める時はその遂行し得ぬ業務の獨占權を同行は引續き握つて居られるであらうか。此獨占權が彼等から剝奪される時は何時でも此千百萬磅の金額は返済されなければならぬ』と。次いで立つた Cook は味方の Sheridan の所説を以て全く正當なりとした。何人も此貸出金を以て銀行が必要に應じて利用し得る資産と認める事なく事實上は年金であると論じた。『然るに閣下は云はれる、若しも同行が在來企圖された目的を遂行せず又その業務を停止するならばそれに與へた獨占權を閣下は取上げると云はれる。併し、絶對の没落と全くの絶滅の場合を想像せざる限り同行はその債務を償還しそして有ゆるその資力を利用せんと望む様な状態にあるだらう』。

Pitt は尙樞密院會議の禁止令による同行の支拂停止を以て最も緊急必要な場

合以外には確かに採らる可らざる手段である事を承認した。併し引續いて「原因の錯綜から生じた一時的の困迫にも拘らず一時は要求を充し得なかつた人々に對して保證するに充分足りる資金があるといふ事は重大な慰である」と説き次いで樞密院會議の此禁止令が違法であり越權であつた事を認められた。併し之れを necessity has no law なる古い俚諺によつ之れを許した。

Sheridan 提案の救濟策の政府は銀行に對する負債を返還せよと云ふのであつた。Pitt 曰く「同行は紙幣には不足して居らぬ實は正貨に欠乏して居るのである。——餘りに明な事であるが。併し政府は單に紙幣で同行に支拂へるばかりである。」と Sheridan は答へて「政府に對する銀行の貸上金は紙幣であつた。そしてその返還は極めて多くの紙幣即ち既に市場に溢れて居る商品を市場から取る事になるだらう。公衆の信任が國家信用の基礎である、そして信任が回復されざる限り信用の再興を考へる事は不可能である。」「現在の恐慌は誤謬と過失によつて生じたものであるか如何か。若し誤謬と過失が存在したならばそれは打消して將來の警戒をしなければならぬ。大臣との交渉に於て同行がその誤を侵したと思はれる事が最も重大なのである。若しも我々が何等の誤謬或は失策もなく現状の困窮に陥つて居るのであつたなら國家の状態は絶望である。そして我々の状態を立直す機會は存在しない。」二年前に Lord Grenville が云つた様に Pitt 氏は佛蘭西の assignats や mandats の下落の計算に餘り忙しくて我々自身の清淨な紙幣信用を顧みる暇がなかつた様に思はれる。「銀行家とは何んぞや。顧客の會計方であり保護者である。之等會計方が此金を大臣に貸し、その大臣がその可成の部分を皇帝に貸し、その皇帝が彼の兵士達にそれを與へ、その兵士達が殺されてしまつたと云ふ事を之等の債權者が聞いたからと云つて何んの慰めになるだらうか。銀行家の人格は非常に高いのであつて之れが此國の活動をして久しい間卓越のものたらしめて來たその誇るに足る高い地位を維持せん事を我々は乞ひ願ふのである。秘密委員會は同會社の資産を甚だ有利に報告したが、その委員會は之等資産の成立つ細目を報告することを適切なりとは考へなかつた。」

Tiernay は「若し同行が實際に確實の財源を有して居り、又彼等がその信用を得る基となつたその慎重さを以て重役が行動して居つたとしたら彼等の状態或は事

態の處理を廣く公開すればするだけ好結果が得られるだらう」と説いた。此 Tierney の動議によつて左表の如き二月二十五日に於ける政府への貸付金額明細表が下院に提出された。(無名氏著 op. cit., pp. 96-110 Andréades-op. cit., pp. 199-200)

On Land Tax	1794	141,000		
Do.	1795	312,000		
Do.	1796	1,624,000		
Do.	1796	2,000,000	4,077,000	0 0
Malt	1794	196,000		
Do.	1795	158,000		
Do.	1796	750,000		
Do.	1797	750,000	1,854,000	0 0
Consolidated Fund	1796	1,325,000		
Vote for Credit for	1796	821,400	2,144,400	0 0
Exchequer Bills without interest			8,075,400	0 0
			376,739	0 9
			8,452,139	0 9
Treasury Bills of Exchange			1,512,274	2 3
			29,964,413	3 0

A. Newland, Chief Cashier

同九日に禁止令を確認し一定期間存続せしめる事を法律案たらしめる動議が Pitt に依つて行はれたのであるが、同案が「銀行制限條令」として五月三日に發布されるまでには幾多の討論がその日以來行はれたのであつた。その間に於て賛成論を唱へた者の中に Wilberforce (二十三日) Lubbock (二十九日) Samuel Thornton (同日) 等があつた。Pitt は二十四日の演説に於て期間の決定は困難なるも、正貨が國內を流通して銀行へ戻り、海外から歸來し或はその他の源泉から銀行の手に入るには相當の期間を要するものと見た。そして六月二十四日を限度と見做した。又英蘭銀行の重役たる Thornton は「その五十二日以内にも同行は支拂の再開を爲し得る旨を述べた。反對論者中にあつては Fox は三月二十二日の演説に於て次の如く述べた。

「彼は法案の期間を三週間であるか三ヶ月或は六ヶ月であるか幾許にせんと企て、居るか知らぬ。併しその期間が長ければ我々の困難は大となると云ふ事を知つてゐる。若しも此法案が六ヶ月或は八ヶ月繼續しても我國はその信用上崩壊しないと考へる様ならばその人は樂天家に相違ない。——或は此弊害は戰爭中

は取除かれぬと云つたが、彼は彼等に同意した併し彼は平和になつてもこの望ましい平和が極めて早く到来せぬかぎり弊害は除かれるか如何を疑ふのである。一時でも延引すればそれは此災害を除く機会を減じた。……數百萬磅の新公債は急いで望まれて居る、之れでも紙幣信用の状態を改善しない事は確だ。議會は此國が今や恐ろしき斷崖の端に存する事及び一步誤れば再び浮ぶ事の出来ぬ淵に投ずると云ふ事を考へなければならぬ。同一日に Sheridan は寧ろ限りなきを以て論議をやよと唱へ、Pulteney は一定の短期間ならざる限り此種の法案に賛成する意思なき事を述べた。(Cobbet-op. cit., pp. 247-250) 更に幾多の論議を経て同法案は五月三日に Bank Restriction Act として發布された。

九

今此條例の十三條項を Andréadés に倣つて要約せば、

- 一、 樞密院會議の勅令の執行に當つての一切の事柄に就いて英蘭銀行及び之れに關係せる凡ての人々に對して補償條項を許與す。
- 二、 英蘭銀行は陸海軍或は樞密院よりの命令に依る以外には如何なる債權者

に對しても正貨支拂を禁せらる。

- 三、 制限期間中同行は現金或は銀行券を以て六十萬磅以上を政府に貸出さず。
- 四、 何人にも同行に金貨を以て五百磅以上の預金を爲すに於ては同人はその四分の三の拂戻を受けるを得。
- 五、 銀行券に依る債務の支拂は正貨として授受されたる時は正貨支拂と認めらる。

六、 銀行券拂をなさざる事を誓約せざる限り何人も特別保證の責なし。

七、 銀行券は一切の官廳に於て租稅納入には平價にて收受せらる。

八、 本條令は本年六月二十四日まで有效とす。

簡単に云へば此條例は英蘭銀行に銀行券を正貨と引換ぬ事を許し斯く此銀行券に非常な特權を與へ而も法貨たらしめずして人々をして自由に現金によらざる支拂を拒む理由を與へたのである。(Andréadés-op. cit., pp. 201-202. Macleod-op. cit., pp. 529-530)

此 Bank Restriction Act. に就てはその後幾度かの期間延長の條令が發布された。

即ち(一)同年六月二十二日の 37 Geo. III c. 91 は次期の議會開院後一ヶ月まで延長、
(二)同年十一月三十日 38 Geo. III c. 1 は「決定的平和條約による此戦争の終結後一ヶ月まで」とし、(三)一八〇二年四月三十日の 42 Geo. III c. 2 に依り既に當時平和克復後なりしが(四)一八〇三年三月一日まで、(五)一八〇三年二月二十八日の 43 Geo. III c. 1 は「次期議會開院後六週間」、(六)同年十二月十五日 44 Geo. c. 6 は再び「決定的平和條約締結後六ヶ月まで」延された。而も一八一五年には平和は全く恢復したのであつたが此銀行制限條令はその後六ヶ年を経て漸く一八二一年五月一日から完全に撤廢される事になつた。條令制定當時は僅五十二日間の筈であつたものが、結局四半世紀の久しきに渡つて執行され事實上英國は不換紙幣國と化した。その間に於て華々しい所謂通貨論争の時代を顯出したのであつた。

尙此條項の制定に先立つて三月一日五磅以下の紙幣發行の認許された事は既に述べた處であり又各地方銀行は一磅紙幣の發行を開始した。當時の地方銀行總數は二百六十二行であつたと云ふ。又スペインドルの事も先きに説いた處である。二月二十七日の勅令發布の數日後には人々は冷靜を取戻し商賣は圓滑に

行はれ銀行券も從來通りの價値を以て自由に流通した。一短期間の間割増の附いた事もあると稱せらる。金貨も之れと並んで流通して居つたが漸次影を潜めて僅に贈物或は醫者への謝禮に使用される位になつたと。(Maclaren-A Sketch of the History of the Currency. 1858. pp. 78. 79)

五月三十日に William Pulteney は下院に「六月二十四日に英蘭銀行が正貨の支拂をなさざる場合に新銀行を設立する」と云ふ案を提出した。彼は銀行業務に就いて詳述し銀行の獨占は怠慢と不注意とに對するプレミアム以上のものにあらずと難じ又英蘭銀行は社會に對する契約を破つたのであるからその特權を喪失したものであるとの説を唱へた。勿論彼の案は否決された。(Lawson-op. cit., p. 98)

六月十五日に Pitt は彼と英蘭銀行重役の間に手交された二通の書簡、即ち二十四日の正貨支拂開始を以て「有利であるとは考へぬ」と云ふ彼の手紙とそれに対する同行側の「大臣の御意見に賛同する」と云ふ返書を下院に提出した。彼は「制限期間の終る事が尙心配である、そして再開日が指定日でなかつたとしても、此手段が前に説へられた程不都合なものでなかつた事及び此手段の結果は實に反對論者

によつて豫言されたのは正反對であつた事を知ると云ふ事は國家にとつて喜ばしい事であつた。彼の延長案は採用され一週間後の二十二日には何等の討論もなく通過したのであつた。之れが前述の第一日の延長案である。彼 Fox も既に甲斐なき努力に疲れた様であつた。(Cobden-op. cit., pp. 256-257)

第二回(十一月三十日)の繼續案の提出に先立つては秘密委員會が組織された。Cobden に依れば停止後七ヶ月を経過して居り侵入の警報があるわけでもなく「支拂不能」の理由以外には何等の理由なく爲めに、その口實に同委員會は組織されたものであつたと。Cobden が之れ以上奇妙な文書なしと云ふ同委員會の報告は十一月十七日に提出された。之れによると英蘭銀行の資産内容は次の如くである。即ち負債の總額千七百五十七萬八千九百十磅、資産總計二千百四十一萬八千四百六十磅にして政府の負債千百六十八萬六千八百磅を控除するも三百八十三萬九千五百五十磅の資産殘高があり政府への貸金も四百二十五萬八千四百四十磅に減じて居つた。同行の正貨及び地金は去る二月二十五日當時に比し五倍ありと述べた。又ハンブルグ爲替も極めて有利であつて貿易關係から見ると政狀

に變化なき限り之れは繼續するものと認められた。英蘭銀行重役は五百磅以上の正貨預金者はその四分の三を正貨で引出し得るにも拘はらず十六分の一の請求に接したのみであるといふ理由を以て正貨支拂を開始しても同行にとつては何等の利益なる事なしとの重役の意向を傳へた。唯だ佛蘭西の侵入並に財政的攻撃の恐れある事を述べた。結論に於ては「異つた國狀の下に在つては同行の慣例的職能を安全に再開し得るかもしれないが併し賢明な議會が適當と認める様な期間並に斯かる限度に於て現存の支拂制限を繼續する方が有利であらう」と云ふのが同委員會の意見であつた。以上が同報告の内容であつた。

此報告は十月二十六日の英蘭銀行重役會の決議を一部模倣したものであると云はれる。重役會の決議は「若し政治上の事情がそれを不利益たらしめぬならば」同行は安全に再開し得る状態にある事並に政治上の事情に就いては議會の意見に従ふ旨を發表した。

此報告提出の當日 Peel は直に「我信用を破壊せんとする敵の目的を打破る爲め戦争の間この制限を繼續する必要あり」として平和克復一ヶ月後までの延長の動

議をなした。同月二十二日此案の討議されるや Hobhouse は等しく交戦状態にあつた先きの延長の際は六ヶ月と限定し、今更戦時中を理由としてその期間を繼續する必要ありとは不可解なりと唱へた。之れに對して Pitt は財政的攻撃により英國の信用を破壊せんと稱する敵の公言をその理由とした。

Tierney は近代の戦争は流血よりは寧ろ資源を破壊するにあるは勿論の事なるを述べ、同案を以て「敵によつて攻撃される信用を残さぬ爲めに彼等自ら信用を破壊する」ものであると非難した。又之れを以て「英蘭銀行重役の助言によるものなり」と述べ更に両者は事毎にぐるになつて居ると指摘した。(Cobbet-op. cit., pp. 257-264. Lawson-op. cit., p. 99)

前年秋漸く回復した英國の爲替は此金融恐慌の際はハンブルグに對して三五・一〇であつた。それが四月には約三六、八月には三七余、十二月には終に三八・五と云ふ全く例外的な最高限度に達した。一七九八年の平均は $33\frac{1}{2}$ であつた。そして一七九九年の春まで三七以上であつた。當然金の多額が流入し一七九八年の末には英蘭銀行の金庫には七百萬磅以上集積されて居つた。

恐慌後の二ヶ年間は農産物は非常な農作であつた。一七九九年一月には有ゆる穀物の代價は極めて安く一クオターの小麦は四十九志であつた。破産の數も著しく減じ一七九七年 $21\frac{1}{2}$ 一七九八年 $31\frac{1}{2}$ 一七九九年には $11\frac{1}{2}$ となつた。一七九九年一月には英蘭銀行は一七九八年七月以前の日附の有ゆる紙幣を現金或は新紙幣と引換へ又五磅を越へざる端數は正貨で渡すと云ふ事を公告した。同年三月には五分利株の所有者に一割の特別配當すら行つた。凡てがうまく運んで居た。

一七九八年には戦費の特志献金に關する一條例が通過した。英蘭銀行は眞先に二十萬磅出した。倫敦市も十萬磅献じた。王立取引所の東廊の下に臨時事務所が設けられた。そして一 guinea 以上捐金の商人が終日群つて居つた。最初の日の合計は二十五萬六千五四三十四磅の額に達した。印度からは三十萬磅の送金があつたその上戦争中年々同額の出捐を申述した。この印度の献金を除いても總額二百萬磅に登つた。英國の富裕と商業の繁榮の證左にあらずして何んで

あらうか。

Pitt が Bank Restriction Act の制定を以て恰も彼が黄金の山を發見した様なものだと高言したと云ふのは恐らく當時の事ではなからうか。(Francis-op. cit., p. 253. Lawson op. cit., pp. 99-100. Macleod-op. cit., pp. 537-538)

併し乍ら新らしい世紀は幾久しく農饒と繁榮とを彼等の上に齎したであらうか(註)

(註) 全般に渡つて堀江博士著「英國現代の經濟」第六章及び春日井薫氏著「貨幣金融及物價」の史的研究第三章二―四を参照す

租税犠牲説と功利主義哲學

— 租税理論研究の一節 —

永田清

財政學上、租税の理念並に課税の原理が奈邊に求めらるべきかは、未だ根本的に解決せられざる難問題の一つであらう。本稿はこれに關する研究の一部として課税原理と功利主義哲學との交渉を論じたものである。筆者は必ずしも、課税の基礎として功利主義哲學を要求するものではない。課税の原理に、客觀的規準としての倫理概念をもち來ることの正否は、續稿「厚生經濟學者の租税理論」及び「價值論としての租税論」を論じて後解決せらるべき問題である。猶ほ、本稿執筆に當つて、高木教授より種々有益なる助言を得た。深謝の意を表する次第である。

一 序論

社會生活を基礎とする經濟統治體の箇別的經濟活動は、必然的に租税の強制的徴收を要求する。斯る租税徴收の學理的根據に關しては、古來多くの説明が試みられた。其の主要なるものに利益説能力説犠牲説等がある。利益説は交換説國家勤勞費説と同一範疇に屬するものであつて、等しく個